

## 資源循環促進に向けた連携協定書

北広島市(以下「甲」という。)と株式会社丸升増田本店(以下「乙」という。)は、資源循環の促進について、次のとおり連携及び協力に関する協定(以下「本協定」という。)を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、甲及び乙の緊密な連携及び協力の下、北広島市内での資源ごみの拠点回収により、資源循環の促進を図り、もって市民の利便性向上、廃棄物処理量の減少、循環型社会の形成及びSDGs(持続可能な開発目標)の達成に資することを目的とする。

### (甲の役割)

第2条 甲は、市民に対し、本協定の趣旨について周知を図るとともに、資源ごみの拠点回収が円滑に行われるよう、必要な支援を行うものとする。

### (乙の役割)

第3条 乙は、資源ごみの拠点回収の場所に保管庫を設置するとともに、回収場所の衛生管理及び安全の確保に努めるほか、資源循環に関する周知及び啓発に積極的に取り組むものとする。

### (相互連携)

第4条 甲及び乙は、本協定に定める事項の円滑な推進を図るとともに、更なる資源ごみの回収に向けた情報交換等を行い、相互の連携強化に努めるものとする。

### (実績報告)

第5条 乙は、拠点回収した資源ごみの量の実績を甲に報告する。

2 報告の詳細については、甲乙協議の上、決定するものとする。

### (本協定の有効期間及び更新)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに甲又は乙から本協定の終了について特段の申出がないときは、本協定の有効期間は、同一の条件で1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

### (個人情報)

第7条 乙は、本協定の取組を実施する上で知り得た市民の個人情報について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。本協定の期間満了後においても同様とする。

- (1) 個人情報の保管及び管理について、漏えい、毀損及び改ざんを防止すること。
- (2) 提供サービスに関して、市民に役務を提供する者に対し、当該役務を遂行する過程で知り得た個人情報を第三者に漏らし、又は役務の目的以外に利用しないこと等、個人情報の保護に関して必要な事項を遵守すること。
- (3) 本条に違反する事態が生じ、若しくは生じるおそれがあることを知ったとき、又は個人情報の取扱いに関し苦情等があったときは、直ちに甲に報告するとともに、乙の責任において対応すること。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 8 年 2 月 24 日

甲 北広島市中央4丁目2番地1  
北広島市

北広島市長

上野 弘之



乙 札幌市中央区北7条西15丁目28番地11  
株式会社丸升増田本店

代表取締役

内山 恭子

